

|                                                                                                                                                                                            |       |                 |             |         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------|-------------|---------|
| 商<br>標<br>権                                                                                                                                                                                | 判決年月日 | 令和2年3月11日       | 担<br>当<br>部 | 知財高裁第4部 |
|                                                                                                                                                                                            | 事件番号  | 令和元年（行ケ）第10119号 |             |         |
| ○ 橙色の色彩のみからなる商標について，その指定役務との関係において，本来的に自他役務の識別機能ないし自他役務識別力を有しているものと認めることはできず，使用により自他役務の識別機能ないし自他役務識別力を獲得したものと認めることもできないから，需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標（商標法3条1項6号）に該当するものと認められるとした事例。 |       |                 |             |         |

（事件類型） 審決（拒絶）取消 （結論） 棄却

（関連条文） 商標法3条1項6号

（関連する権利番号等） 商願2015－30535号

（審決） 不服2018－3370号

## 判 決 要 旨

- 1 本件は，橙色の色彩のみからなり，第36類「インターネット上に設置された不動産に関するポータルサイトにおける建物又は土地の情報の提供」を指定役務とする本願商標についての拒絶査定不服審判請求不成立審決に対する取消訴訟であり，原告は，審決の取消事由として，本願商標の商標法3条1項6号該当性の判断の誤りを主張した。
- 2 本判決は，以下のとおり判示して原告の請求を棄却した。

### （1）本願商標の本来的な識別力について

ア ①本願商標は，橙色の単色の色彩のみからなる商標であり，本願商標の橙色が特異な色彩であるとはいえないこと，②橙色は，広告やウェブサイトのデザインにおいて，前向きで活力のある印象を与える色彩として一般に利用されており，不動産の売買，賃貸の仲介等の不動産業者のウェブサイトにおいても，ロゴマーク，その他の文字，枠，アイコン等の図形，背景等を装飾する色彩として普通に使用されていること，③原告のウェブサイトのトップページにおいても，最上部左に位置する図形とロゴマーク，その他の文字，白抜き文字及びクリックするボタンの背景や図形，キャラクターの絵，バナー等の色彩として，本願商標の橙色が使用されているが，これらの文字，図形等から分離して本願商標の橙色のみが使用されているとはいえないことを総合すると，原告のウェブサイトに関した需要者においては，本願商標の橙色は，ウェブサイトの文字，アイコンの図形，背景等を装飾する色彩として使用されているものと認識するにとどまり，本願商標の橙色のみが独立して，原告の業務に係る「ポータルサイトにおける建物又は土地の情報の提供」の役務を表示するものとして認識されるものと認めることはできない。

したがって，本願商標は，本願の指定役務との関係において，本来的に自他役務の識別機能ないし自他役務識別力を有しているものと認めることはできない。

イ ポータルサイトとは、一般に、「インターネットを利用する際、まず最初に閲覧されるような、利便性の高いウェブサイトの総称」であるところ、本願の指定役務の需要者は、住宅やマンションなどの不動産物件の購入、賃借等を検討している一般の消費者であり、このような需要者は、ポータルサイトで、必要な情報に関する検索を行い、その検索結果に基づいて、不動産業者等に対し、掲載物件についての問合せをしたり、不動産業者等から紹介を受けるなどして、不動産取引を行うのが通常であることからすると、このような需要者は、不動産の売買、賃貸の仲介等を行う不動産取引業の需要者と同一であるか、又は重複するものと認められる。

そして、不動産総合ポータルサイトと他の不動産業者が開設するウェブサイトとは、インターネット上で不動産情報を入手するための入口であるという点で共通し、不動産関連の情報を提供するというサービスの内容が密接に関連していることに照らすと、上記需要者において、これらが質的に異なるものと認識するものと認めることはできない。

また、不動産物件を探す者は、まず、不動産総合ポータルサイトを介して不動産情報にアクセスするのが取引の実情であることを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、仮に原告ウェブサイトが不動産総合ポータルサイトのトップブランドとして周知著名であり、各不動産総合ポータルサイトがそれぞれイメージカラーを施しており、それらの色による棲み分けがされているとしても、不動産総合ポータルサイトに接する需要者が、色彩のみによってポータルサイトを識別可能な状況にあるものと認めることはできない。

## (2) 使用による識別力の獲得について

原告は、平成18年から13年間にわたり、原告のウェブサイトにおいて継続して本願商標の橙色を使用してきたこと、原告のテレビCMの実績及び原告の売上実績を勘案しても、本件審決時において、本願商標の橙色のみが独立して、原告の業務に係る「ポータルサイトにおける建物又は土地の情報の提供」の役務を表示するものとして、日本国内における需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできないから、本願商標は、その使用により自他役務の識別機能ないし自他役務識別力を獲得したものと認めることはできない。

## (3) 小括

以上によれば、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標（商標法3条1項6号）に該当するものと認められる。